

医療機関・薬局の受付では、 マイナ保険証か資格確認書をご提示ください

従来の健康保険証の有効期限は終了しました。

受診時には、マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」を、
マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」をご提示ください。

マイナ保険証をお持ちでない方も、医療機関等でマイナ保険証の利用登録が可能です。
ぜひマイナンバーカードを持参して利用登録のうえ、マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な処置や搬送先の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



よくある質問

Q. 障害がある場合、職員の方に介助をお願いしてもよろしいでしょうか。

A. 職員等が、必要な支援を行うことは、差し支えありません。

ご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が患者のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。
待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で
受診したいときはどうすればいいの？

詳しくは裏面に

マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

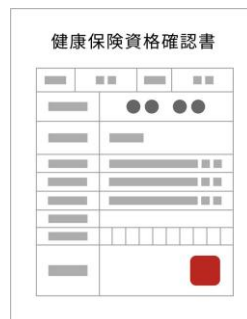
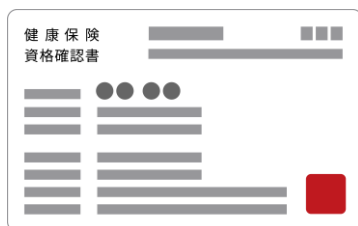
マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- マイナ保険証をお持ちでない方は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

一部様式例 ※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。

<はがき型イメージ>

<カード型イメージ>



- マイナナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、「**資格確認書**」を申請によらずお届けします。
なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。
- マイナ保険証を持っていても、マイナナンバーカードでの受診等が困難な方(ご高齢の方、障害のある方等)は、申請いただくことで、資格確認書を交付します。(更新時の申請は不要)
- 後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月末まで有効な資格確認書を交付しています。令和8年8月以降の資格確認書の交付等に関する詳細は、ご加入の後期高齢者医療広域連合からの情報をご確認ください。
- 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。

ご高齢の方や配慮が必要な方等のご家族・支援者等の皆様へ

ご家族・ご親族などでも、マイナ保険証の利用が難しく、資格確認書が必要な方が
いましたら、申請をご検討ください。



 マイナナンバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平 日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分

マイナナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare